答申第１５２号（諮問第１６５号）

答　申

１　審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和２年５月１日付けで行った、「○○○○○に在籍した県職員に関する問い合わせ（□□□□□からの取得資料）」（以下「本件対象保有個人情報１」という。）、「庁内法務相談依頼票（作成文書）」（以下「本件対象保有個人情報２」という。）及び「庁内法務相談結果報告（作成文書）」（以下「本件対象保有個人情報３」という。）（以下これらを総称して「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、別表の不開示部分欄に掲げる不開示部分１ないし不開示部分７のうち不開示部分６を不開示としたことは妥当であるが、不開示部分２ないし不開示部分５及び不開示部分７を不開示としたことについては、理由の提示に不備がある違法なものであるので取り消すべきであり、不開示部分１については、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分を開示すべきである。

２　審査請求等の経緯

（１）処分の経緯

ア　審査請求人は、令和２年３月８日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号。以下「条例」という。）第１５条第１項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求人が、令和元年１２月に○○○（以下「特定人」という。）を相手取って裁判所に提起した民事調停に関連して、貴課の職員が、取得・作成した文書等（メール文や議事録等を含む。）一切。ただし、過去に請求人に対して開示したことのある文書を除く。」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ　実施機関は、条例第２１条第１項の規定に基づき、令和２年５月１日付けで本件開示請求について、保政第１５７号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以

下「本件処分」という。）を行った。

（２）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、令和２年７月１９日付けで本件処分を取り消し、全部を開示することを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（３）審査の経緯

ア　当審査会は、本件審査請求について、令和２年１１月２日付けで、実施機関から条例第４２条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ　当審査会は、本件審査請求について、令和２年１１月２６日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

ウ　当審査会は、本件審査請求について、令和３年１月１４日、実施機関に対して質問を実施した。

３　審査請求人の主張の要旨

（省略）

４　実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

（１）本件対象保有個人情報１について

ア　「表題の下２行のうち申出内容の部分」、「申出者」及び「申出内容」

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）として、条例第１７条第３号に該当するため不開示としている。

審査請求人は、当該不開示部分は、審査請求人の既知の情報であるため、不開示事由に該当しないことを主張している。この点、条例第１７条第３号ただし書は、同条第１号及び第２号と異なり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示により保護される個人の権利利益に優越する開示により得られる権利利益が認

められる場合に不開示としないことを限定的に定めたものであると解される。また、既知に至る経緯について、同条第３号ただし書イにおいて、「法令の規定により又は慣行として」知った場合と定めている。

これを本件についてみるに、当該不開示部分は、民事調停に関連する内容であり、民事調停は私人間の紛争の解決という秘匿性の高い情報であることから、これが開示されることとなれば、当該紛争に関連する者として当然に認められるべき地位を不当に害するおそれがあることから、開示により得られる権利利益が不開示により保護される権利利益を優越するといえるまでの事情は観念されない。また、仮に審査請求人の主張のとおり、当該既知の情報と当該不開示部分が符合している場合にあっても、既知に至った経緯は、□□□□□職員から審査請求人への架電という個別的な方法に留まり、「法令の規定により又は慣行として」知った事実は観念されない。

そうであれば、仮に審査請求人の主張のとおり、当該既知の情報と当該不開示部分が符合している場合にあっても、条例第１７条第３号ただし書イに該当する事由は観念されない。

以上をもって鑑みるに、条例第１７条第３号ただし書のいずれの事由も観念されないことから、本件処分は妥当である。

イ　「回答」、「□□□□□での調査、聞き取り結果の一部」及び「対応」

人事管理に係る事務に関する事項であって、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第１７条第７号に該当するため不開示としている。

なるほど、審査請求人の主張する□□□□□の報告内容を確認し、必要に応じて、訂正や損害賠償を請求する権利は認められるものである。

この点、条例第１７条第３号ただし書ロは、他方保護されるべき個人の権利利益に係る個人のプライバシーに関する場合であっても、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するために保有個人情報の開示が必要なときに、双方の保護されるべき権利利益を比較衡量の上で、開示することを認める規定であると解

される。

つまり、「必要であると認められる」ためには、不開示とすることにより保護される権利利益と開示されることにより保護される権利利益とを比較衡量し、開示により開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護する必要性が前者を優越することが求められると解する。

これを本件処分にみるに、審査請求人の主張する権利は、あくまで情報として記された事実の誤りを仮定した確率的な訂正請求権及び損害賠償請求権に留まるものである。当該記録が誤りであるといえる蓋然性がある場合などを除き、直ちにこれが優越する権利利益として認められることとなれば、すなわち全ての不開示情報について、開示されることにより保護される権利利益が優越することとなり、個人情報保護制度それ自体が形骸化することとなるところ、本件について、当該記録が誤りであると推量するに値する他の事実は観念されない。

そうであれば、当該保有個人情報を開示することにより保護される権利利益が、これを不開示とすることにより保護される権利利益に比して優越するものであるとはいえないと解する。

したがって、本件処分は妥当である。

なお、当該不開示事由は、条例第１７条第７号に該当するものであるから、本来、条例第１７条第３号ただし書ロとの比較衡量は理由のないものである。

（２）本件対象保有個人情報２について

ア　「相談希望日」

本件対象保有個人情報２のうち、「相談希望日」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）として、条例第１７条第３号に該当するため不開示としている。

相談希望日は、埼玉県職員のアクセス可能な「分野別ポータル」に掲載されている「庁内法務相談日程表」上の「日付」及び「担当弁護士」と照合することにより、当該顧問弁護士の氏を識別することができ、ひいては、当該氏と埼玉県の顧問弁護

士という情報から、特定の個人を識別することが容易であると思料され、同号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると解する。

イ　「事件等の概要の一部」、「問題点（相談事項）」及び「添付資料１～１０」

法務相談事務の内容が開示されることとなれば、県と弁護士との個別具体的な事案に応じた率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあり、県が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第１７条第７号に該当するため不開示としている。

当該法務相談の内容は、県が一方当事者として事件等に対処するための内部的な方針に関する情報であり、これが開示されれば、当該情報が正規の交渉等の場を経ないでそのまま相手方に伝わるなどして、当事者として当然に認められるべき地位を不当に害されるおそれがあるだけでなく、事件等の公正、円滑な解決の妨げとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法務相談事務の内容が開示されることは、条例第１７条第７号にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示理由の付記の不備に当たらない。

（３）本件対象保有個人情報３について

ア　「相談日時」及び「顧問弁護士氏名」

「相談日時」及び「顧問弁護士氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）として、条例第１７条第３号に該当するため不開示としている。

また、相談日時は、埼玉県職員のアクセス可能な「分野別ポータル」に掲載されている「庁内法務相談日程表」上の「日付」及び「担当弁護士」と照合することにより、当該顧問弁護士の氏を識別することができ、ひいては、当該氏と埼玉県の顧問弁護士という情報から、特定の個人を識別することが容易であると思料され、同号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」

に該当すると解する。

イ　「相談事項」及び「顧問弁護士からの助言」

県が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第１７条第７号に該当するため不開示としている。

同号のイからホのいずれかに該当する記載がないことについて、同号の構成は、「次（イからホ）に掲げるおそれその他当該事務（後略）」となっており、イからホの事由と「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は並列的に採用されるものであり、当該不開示事由は後者に該当するものであるため、不開示理由の付記の不備には該当しない。

次に、審査請求人は、審査請求書の「顧問弁護士事務所のウェブサイト（中略）経験則上も社会通念上からも全く考えられない。」において、審査請求人の考える顧問弁護士又は弁護士の在り方について論じており、これらは、顧問弁護士又は弁護士の業についての一般論として直ちに否定されるものではないが、一方で、契約は、契約自由原則のもと、当事者間の個別具体的な状況下において目的を達成するために締結されるものであるから、情報開示により事実認定や判断などの陳述を躊躇することを業として否定する審査請求人の主張は、片面的で十分な理由のないものであると解する。

以上により、本件処分は、なおも条例第１７条第７号に該当するものであるため、妥当である。

５　審査会の判断

（１）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報１は、□□□□□が外部から受けた審査請求人についての問合せ（以下「本件問合せ」という。）に係る記録であって、本件問合せの申出人の氏名、申出内容、対応等が記録されている。

本件対象保有個人情報２は、職務執行上の法律問題について顧問弁護士の専門的な指導、助言を受けるに当たり、実施機関が庁内法務相談実施要領に基づき、事件等の

概要、問題点（相談事項）を記した依頼票と関係資料で構成されている。

本件対象保有個人情報３は、庁内法務相談の終了後、実施機関が相談事項や弁護士からの助言内容を記録した文書である。

審査請求人は、本件処分を取り消し、実施機関が不開示とした部分（別表の不開示部分欄に掲げる不開示部分１ないし不開示部分７）の開示を求めているが、不開示とした部分の一部について、不開示とした理由の提示の不備があり取り消されるべきとしているので、まず、これについて検討した上で、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

（２）理由提示について

審査請求人は、不開示部分３ないし不開示部分５及び不開示部分７について、不開示理由の提示の不備を主張しているので、これについて検討する。

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、条例第２１条第２項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定した旨を書面により通知しなければならないとされ、また、埼玉県行政手続条例（平成７年埼玉県条例第６５号）第８条第１項及び第２項の規定に基づき、その理由の提示を書面により行うこととされている。

この種の理由提示規定は、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであると解されることが一般的である。

そして、不開示決定通知書に提示すべき理由の程度については、開示請求者において、所定の不開示理由のどれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最判平成４年１２月１０日判例時報１４５３号１１６頁参照）ので、これを踏まえ、本件処分における理由提示の不備があるかどうかを検討する。

ア　不開示部分３及び不開示部分５について

本件処分における部分開示決定通知書には、不開示部分３についての開示しない情報欄には「相談希望日」が、その理由欄には「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別することができるものを含む。）であり、埼玉県個人情報保護条例第１７条第３号に該当するため。」との記載が認められる。また、不開示部分５についての開示しない情報欄には「相談日時」が、その理由欄には、上記の「相談希望日」の理由欄と同一の記載が認められる。不開示の理由は、その相手方において当該通知書の記載自体から了知し得るものでなければならず、これに記載することを要する不開示の理由提示の程度は、相手方の知、不知にかかわりがないというべきである（前記最判平成４年１２月１０日参照）。一般的には、「相談希望日」及び「相談日時」の記載が、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることを認識できるものとは言えず、条例第１７条第３号に該当する理由が了知し得るとは認められないので、理由の提示は、不備があると判断する。

なお、不開示部分３及び不開示部分５は、後述の意見に示すように、個人識別情報に該当することが明らかである。このような情報の不開示処分理由提示不備を理由に取り消しても、再度の処分において開示されるとは考えらえず、また、再度の処分に対しての不服申立てにおいて不開示情報に該当しないと判断されることは考え難く、不服申立ての便宜を図る意味が実質的に存せず、取り消す意味がないと考えることもできる（処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するという理由提示規定の趣旨も本件においては損なわれているわけではない。）。しかし、本件では、他に、同じく理由提示不備のために、いったん取り消すことが妥当であると考えられる不開示部分があり、本件処分のうち当該部分は取消しを免れないので、「相談希望日」及び「相談日時」についても、再度処分をすることとしても行政経済上特に問題はなく、いったん取り消すことが相当である。

イ　不開示部分４及び不開示部分７について

本件処分における部分開示決定通知書には、不開示部分４についての開示しない情報欄には「事件等の概要の一部」、「問題点（相談事項）」及び「添付資料１～１０」が、その理由欄には、開示した場合の支障の内容とともに、不開示理由の該当条文として「埼玉県個人情報保護条例第１７条第７号に該当するため。」との記載が認められる。また、不開示部分７についての開示しない情報欄には「相談事項」及び「顧

問弁護士からの助言」が、その理由欄には、上記の「事件等の概要の一部」、「問題点（相談事項）」及び「添付資料１～１０」の理由と同一の記載が認められる。

審査請求人は、これらの理由の提示について、「条例第１７条第７号のイ～ホのいずれに該当するのか記載がない。これは、不開示理由の付記の不備にあたるので、本件処分は取消しを免れない。」と主張する。

条例第１７条第７号は、県の機関等が行う事務又は事業が広範かつ多種多様であることから、県の各機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを類型化し、それらを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

この条例第１７条第７号の趣旨及び文言を考えれば、不開示とする理由を提示する際の根拠となる規定の提示は、単に「条例第１７条第７号」に該当すると示すだけでは足らず、開示請求者において、条例第１７条第７号のイからホまでのいずれに該当するのか、又は柱書きに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならいと解するのが相当である。

そうすると、「条例第１７条第７号に該当する」とするのみの不開示部分４及び不開示部分７の理由の根拠規定の提示は、根拠規定の提示としては十分とはいえず、不開示理由の該当性につきその根拠とともに了知し得るものとはいえないので、理由の提示は、不備があると判断する。

ウ　不開示部分２について

不開示部分２については、審査請求人は、その主張において不開示理由の提示の不備に触れていないが、本件処分における部分開示決定通知書には、不開示部分２についての開示しない情報欄には「回答」、「□□□□□での調査、聞き取り結果の一部」及び「対応」が、その理由欄には、開示した場合の支障の内容とともに、不開示理由の該当条文として「埼玉県個人情報保護条例第１７条第７号に該当するた

め。」との記載が認められる。このため、不開示部分２についても、上記イの判断と同じく、理由の提示は、不備があると判断する。

（３）その他の不開示部分の不開示情報該当性について

（２）において、理由の提示に不備があると判断した不開示部分以外の不開示部分について、不開示情報該当性について検討する。

ア　不開示部分１の条例第１７条第３号該当性について

条例第１７条第３号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

不開示部分１を見分したところ、本件問合せに関しての申出人の氏名のほか、申出人の実施機関に対する申出の内容が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報であることは認められたものの、特定の個人を識別することができない部分まで不開示とされていた。当該部分については、開示したとしても第三者の権利利益が害されるおそれは認められないことから開示すべきである。なお、開示すべきとする具体的箇所は、別表の開示すべき部分に掲げた部分である。

次に、不開示部分１のうちのその他の部分について、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

（ア）同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。実施機関によれば、外部からの問合せの内容は慣行として公にされることはないとしている。また、審査請求人は、□□□□□職員から、審査請求人に対

する本件問合せに対する事実確認があったことをもって、不開示とする法的根拠がないと主張するが、当該不開示部分の情報と同種の情報について、仮に審査請求人が知ることができたとしても、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」る情報には当たらない。したがって、当該その他の部分は、同号ただし書イに該当しない。

（イ）同号ただし書ロの該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときに限り開示することとしている。これは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。

審査請求人は、訂正請求権、損害賠償請求権が侵害されると主張する。しかし、まず、訂正請求権はあくまで条例に基づいて開示を受けた情報についてのみ成立し得るのであり（第２９条第１項）、条例に基づき不開示とされる情報については成立し得ないのであるから、訂正請求権侵害との主張は当たらない。次に、審査請求人の主張する損害賠償請求権は、記録された情報が名誉棄損や侮辱等特定の内容を含むことを仮定して初めて成立する可能性が生じる権利にとどまるものであり、現実に成立しているかどうか不確かなもので、要保護性が高いとは言えない（なお、ただし書ロは、請求権（本件では損害賠償請求権）の成立要件が満たされているかどうかを確認するための制度でないことはいうまでもない。）。

よって、審査請求人の主張する権利が、当該その他の部分を不開示とすることにより保護される個人の権利利益を上回るとは言えず、同号ただし書ロに該当しない。

（ウ）同号ただし書ハの該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、当該その他の部分

は、公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、不開示部分１のうち、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分以外の部分については、条例第１７条第３号に該当する。

イ　不開示部分６の条例第１７条第３号該当性について

不開示部分６は、庁内法務相談に応じる非常勤の公務員として任用していた顧問弁護士の氏名であって、特定の個人が識別できるものと認められる。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討すると、開示請求者である審査請求人において、法令の規定により又は慣行として庁内法務相談に応じた顧問弁護士の氏名を知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、不開示部分６は、条例第１７条第３号に該当する。

（４）その他

審査請求人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（５）結論

以上のことから、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

６　意見

不開示部分２ないし不開示部分５、不開示部分７については、５（２）のとおり不開示としたことについては、理由の提示に不備があるので取り消すべきであるが、実施機関が再度の決定を行う際の留意事項として、意見を述べる。

（１）不開示部分２について

実施機関は、不開示部分２については、人事管理に係る事務に関する事項であって、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であって、条例第１７条第７号に該当するとして、不開示としている。

条例第１７条第７号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

ところで、この「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に係る事務と考えられている。

これを踏まえ、当審査会が不開示部分２を見分したところ、本件問合せに関して、確認した事実や対応した状況等が記載されているが、具体的な人事管理に係る事務についての記載や人事管理に係る事務との関連を示す記載は認められないことから、不開示部分２は、人事管理に係る事務の情報とまではいえず、条例第１７条第７号ニに該当するとは認められない。

他方で、不開示部分２の記載内容には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報が含まれており、少なくとも当該情報については、条例第１７条第３号に該当し不開示とすべきであると認められる。

実施機関においては、不開示部分２についての条例第１７条各号該当性について改めて検討し、不開示とする場合にはその理由を適切に提示した上で、再度の処分をすべきである。

（２）不開示部分３について

不開示部分３は、「庁内法務相談実施要領」に定められた別記様式中の相談希望日欄に記載される日付である。当該日付を記載する場合は、緊急の場合を除き、原則として、職員ポータルサイトに掲載されている「庁内法務相談日程表」に記載された日付から選択することとなっている。事務局職員に確認させたところ、職員ポータルサイトは、埼玉県の職員であれば、自由に閲覧することができるものであって、そのサイト内に掲載されている「庁内法務相談日程表」には、相談予定日と担当する顧問弁護

士の氏（名字）が記載されているとのことであった。そうすると、審査請求人が埼玉県職員であり、庁内法務相談の相談希望日と担当弁護士を参照できる埼玉県職員用のウェブサイトにアクセスできたということを考えると、「相談希望日」は、条例第１７条第３号に規定する「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」と認められる。

また、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討すると、「相談希望日」を開示することによって知られることとなる顧問弁護士の氏名については、開示請求者である審査請求人において法令の規定又は慣行により知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（３）不開示部分４について

当審査会が不開示部分４を見分したところ、法的観点からの助言を受けようとする事項等が詳細に記載されており、これらの情報を開示すると、当該事件等に係る実施機関が問題視する点や今後の対応方針がそのまま事件等の関係者に伝わり、将来、訴訟等になることの可能性を想定した場合、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれが認められる。また、開示されることを前提とすると、職員が作成する資料が表面的な内容にとどまり、場合によっては顧問弁護士への相談を躊躇することも考えられることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該不開示部分は、条例第１７条第７号柱書きに該当する。

（４）不開示部分５について

不開示部分５は、庁内法務相談を実施した日時が記載されているが、上記（２）で示した不開示部分３と同様に、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」と認められ、かつ、条例第１７条第３号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

（５）不開示部分７について

当審査会が不開示部分７を見分したところ、相談内容、顧問弁護士からの専門的な助言等が詳細に記載されている。これらの情報を開示すると、当該事件等に係る実施

機関が問題視する点や今後の対応方針がそのまま事件等の関係者に伝わり、将来、訴訟等になることの可能性を想定した場合、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。また、開示されることを前提とすると、職員が作成する資料が表面的な内容にとどまり、場合によっては顧問弁護士への相談を躊躇することも考えられることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、不開示部分７は、条例第１７条第７号柱書きに該当する。

（答申に関与した委員の氏名）

桑原　勇進、馬場　里美、山本　宣成

審査会の経過

年　月　日	内　　　容
令和　２年１１月　４日	諮問（諮問第１６５号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和　２年１１月２６日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和　２年１２月１７日	審議
令和　３年　１月１４日	実施機関への質問の実施及び審議
令和　３年　２月１８日	審議
令和　３年　３月２４日	審議
令和　３年　５月２４日	答申

別表

	不開示部分		開示すべき部分	
	本件対象保有個人情報	該当箇所・内容	枚目（※対象保有個人情報別）	行等
不開示部分1	1	「表題の下2行のうち申出内容の部分」、「申出者」、「申出内容」	1枚目	2行目22文字目
				3行目1文字目から15文字目まで
不開示部分2	1	「回答」、「□□□□□での調査、聞き取り結果の一部」、「対応」		
不開示部分3	2	「相談希望日」		
不開示部分4	2	「事件等の概要の一部」、「問題点（相談事項）」、「添付資料1～10」		
不開示部分5	3	「相談日時」		
不開示部分6	3	「顧問弁護士氏名」		
不開示部分7	3	「相談事項」、「顧問弁護士からの助言」		

※　注意点（文字の数え方）

1　「、」、「（」、「）」、「「」、「」」は、１文字と数える。

2　数字は、桁数にかかわらず、それぞれ１文字と数える。

3　文字及び行のスペースは数えない。

4　行の文字数は、全て左から数える。